# デジタル庁令

**○デジタル庁令第一号**

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）及びデジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）を実施するため、デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和五年三月三十日　内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁組織規則の一部を改正する庁令

デジタル庁組織規則（令和三年デジタル庁令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （企画官）<br>**第一条**　（略）<br>２　（略）<br>３　企画官の定数は、併任の者を除き二十人とする。 | （企画官）<br>**第一条**　（略）<br>２　（略）<br>３　企画官の定数は、併任の者を除き十九人とする。 |

**附　則**

この庁令は、令和五年四月一日から施行する。

# 省　令

**○総務省令第二十五号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日　総務大臣　松本　剛明

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （本省及び消防庁の定員）<br>**第一条**　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び消防庁の定員）<br>**第一条**　［同上］ |

| 区分 | 定員 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 本省 | 四、五七六人 | |
| ［略］ | | |
| 合計 | 四、七五〇人 | |

| 区分 | 定員 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 本省 | 四、五二三人 | |
| ［同上］ | | |
| 合計 | 四、六九七人 | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 期間 | 定員 |
| --- | --- | --- |
| 本省 | 令和五年九月三十日までの間 | 四、六一一人 |